

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質確保を進めてまいります。

○ 建設工事について

■最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格について、算定式を令和4年改正の中央公契連モデルと同様にします。

また、適用範囲の上限値を、ダンピング受注防止や公共工事の担い手確保のため引き上げます。

■最低制限価格及び調査基準価格 算定式の改正

現 行 (直接工事費の額×97%) + (共通仮設費の額×90%)
 + (現場管理費の額×90%) + (一般管理費の額×55%)

改 正 (直接工事費の額×97%) + (共通仮設費の額×90%)
 + (現場管理費の額×90%) + (一般管理費の額×68%)

■最低制限価格及び調査基準価格 適用範囲の改正

現 行 予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内

改 正 予定価格の10分の7.5から10分の9.3の範囲内

上記の改正は、令和5年1月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。

参考 令和5年1月改正後の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

制度区分	適用金額区分	算定式区分	適用範囲	①	②	③	④
最低制限価格制度	3億円未満	最低制限価格	7.5/10～ 9.3/10	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68
			7.5/10～ 9.3/10	上記算定式によりがたい場合			
低入札価格調査制度	3億円以上	調査基準価格	7.5/10～ 9.3/10	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68
			7.5/10～ 9.3/10	上記算定式によりがたい場合			
		失格基準		直接工事費 ×0.95	共通仮設費 ×0.85	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68

※ 算定式（最低制限価格、調査基準価格）：上の表における①から④について一円未満を切捨て、合計し、合計額の千円未満を切捨てた後の額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

※ 算定式（失格基準）：上の表における①から④について一円未満を切捨て、合計し、合計額の千円未満を切捨てた後の額とします。

※ 調査基準価格を算定式により定めた場合に適用範囲上限の9.3/10を超える場合、失格基準は予定価格に9.3/10及び100/110を乗じ、その額の千円未満を切捨てた後の額に98/100を乗じ、その額の千円未満を切捨てた後の額とします。

※ 総合評価方式を適用する工事は、低入札価格調査制度を適用します。

※ 建設工事の単価契約における最低制限価格の取り扱いに変更はありません。今まで同様、予定価格の8.5/10程度から9/10の範囲内で運用します（ただし、設定が適さないと判断した場合を除く）。